○標準貨物自動車運送約款（平成三年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　運送（第三条・第五条）
第二節　運送の申込み及び引受け（第六条・第十七条）
第三節　運賃付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十六条）
第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
第六節　事故（第二十九条・第三十一条）
第七節　運賃、料金等（第三十二条・第三十八条）
第八節　責任（第三十九条・第四十二条）
第九節　運送保証書（第四十三条・第六十条）
第三章　雑則（第六十一条・第六十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

4　当店は、貨物自動車運送業法（平成元年法律第八十三号）第二条第三項に規定する貨物利用運送を行います。

（利用範囲）

第二条　当店の約款が適用される運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

2　より、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の種類）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変更しやすい貨物が運送される場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送地期間　貨物を受け取った日を含む二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百五十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　配達期間　集荷及び配達を行う場合にあっては、各一日

2　前項の規定によって計算期間の満了後、貨物の引渡しがなかったときは、これを引き渡したものとします。

第二節　運送の申込み及び引受け

（運送の申込み）

第六条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　申込者が法人であるときは、その代表者の氏名

三　集貨及び配達又は発送及び到着の場所及び期日

四　運賃及び料金（第十七条第二項に規定する特別料金を含む。）

五　運送の容積及び重量

六　運賃、料金等（第三十二条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する保管料、第三十八条に規定する保険料等をいう。）、特約事項の有無及び第六十一条第一項に規定する取扱区分

七　貨物の種類、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

八　当店が必要があると認める事項

九　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

十　第六十一条に規定する貨物の梱包又は荷造りを要するときは、その旨

十一　第六十二条第一項に規定する保険業務を要するときは、その旨

十二　特約事項があるときは、その内容

十三　本約款の内容について説明を要するときは、その旨

十四　その他その貨物の運送に関し必要な事項

2　前項に掲げる事項のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店が定めるものにより提供されるものを用いて申込みをしようとする者は、当店の定める方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下「電子申込み」という。）によって運送の申込みを行うことができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を当店に提供するものとされ、当該運送申込書を当店に提供したものとみなされます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を当店に提供するものとされ、当該運送申込書を当店に提供したものとみなされます。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引受けます。次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時

二　運賃、料金等の額

2　当店は、あらかじめ申込者に対し、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第八条　当店は、前条第一項の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることができます。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質が通知されたときに、その貨物の種類及び性質を確認することができます。

3　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

（運送保証書）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合は、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当店の運送約款によらない運送を申込まれたときであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に関して申込者から特別の負担を求められたとき。

五　当店の貨物保管業務若しくは兼業の業務に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運賃品及び貴重品）

第十条　この運送約款において運賃品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貴金属、宝石、現行金、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、ダイジャ、ルビー、サファイア、エメラルド、真珠、その他の宝石、象牙、べっ甲、珊瑚及びこれらの製品

二　美術品及び骨董品

三　容器内の容積当たり重量が一キログラム当たりの価格が二万円を超えると認められる貨物（動物を除く。）

2　前項第一号から第三号までの価格の計算は、一荷送一つにつき、これをします。

3　この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の申込み拒否等）

第十一条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みを行うに当たり、運送約款の規定に違反する事項を明示しなかった場合は、荷送人にとって真に有利と認められるときにあっては、当該貨物の運送をしません。

（荷造り）

第十二条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の段階別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

3　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、貨物が十分でない貨物があっても、他の貨物に対し損害を与えないと認めるときは、荷造りの不備による損害を負担することを条件としたときは、その運送を引き受けることがあります。

（外装表示）

第十三条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認める事項については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　番号

三　個数

四　運送の期間等の取扱いに必要な事項

2　荷送人が、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（貨物の受取）

第十四条　当店は、動物その他特殊な事項を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人は荷受人に対して次に掲げるものを渡すものとします。

一　当店に対して、集貨、持込みスペース取扱の日時を指定すること。

二　当該貨物の運送に関して、付帯条件を付すること。

（危険品及び不適当な貨物）

第十五条　荷送人は、爆発、発火その他危険を生じるおそれのある貨物について、その旨を当該貨物の部分の見やすい箇所に明記しないときは、その旨及び当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（運賃、料金等）

第十六条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関に運賃、料金等を支払わないで運送することがあります。

（利用運送及び利用運送手数料）

第十七条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の行う運送に係る利用運送手数料を通知します。

2　前項の規定により利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を収受します。

3　特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途規則で定める手数料を収受します。

4　第一項の通知をしたにもかかわらず運送について、当店の責によらず利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は収受しません。

第三節　積付け

（積付け）

第十八条　貨物の積付けは、当店の責任において、これを行います。

2　シート、ロープ、網状天幕、充てん物その他の梱包用品は、運送貨物自動車運送事業者が準備していないものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの事実）

第十九条　当店は、運送申込書に記載された要件又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された届先又は荷受地において荷受人又は荷受人の指定する者に引き渡します。

（管理者等に対する引渡し）

第二十条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとします。

一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先に対する同居者、従業員又はこれに準ずる者

二　船舶、航空機、鉄道等が引渡先の場合には、その事業者又はこれに準ずる者

（留置期間の行使）

第二十一条　当店は、貨物に関し受取るべき運賃、料金等又は立替金等を受払されれば、当該貨物の引渡しをしません。

2　荷受人が、当店の責によらない事情で引渡しをしないときは、当店は、その貨物の保管に要した費用を荷受人に請求します。

（保管料）

第二十二条　当店は、貨物に関し受取るべき運賃、料金等又は立替金等の支払を受けないで、その貨物を当店の倉庫に保管することがあります。

2　前項の保管料の額は、当店の定める料金表によります。

3　第一項の保管料は、当店が貨物の引渡しを行うときまでに、荷受人から収受します。

（保管期間）

第二十三条　当店は、荷受人を確保することができない場合又は荷受人が、当店の責によらない事情で貨物の受取をしないときは、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告することがあります。

2　当店は、荷受人が、貨物の受取を拒絶したときは、その貨物の引渡しを行うことができます。

3　第一項の期間は、当店が荷受人に対し、前項の規定による貨物の受取の催告をするに当たって、その期間を定めるものとします。

（引渡不能の貨物の処置）

第二十四条　当店は、荷受人を確保することができない場合又は第二十三条第二項の場合において、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告しても、荷受人が、その貨物の受取をしないときは、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫業者等が、その貨物の受取を拒絶したときは、その貨物の保管を放棄することがあります。

4　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫業者等が、その貨物の受取を催告することがあります。

（引渡不能の貨物の処置）

第二十五条　当店は、荷受人を確保することができない場合又は第二十三条第二項の場合において、その貨物を倉庫業者等に寄託することができないときは、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の保管を放棄したときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

（引渡不能の貨物の廃棄）

第二十六条　当店は、第二十三条の規定により荷受人に対して指図すべきものとされた場合において、荷受人から指図がないときは、当店は、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告することがあります。

2　前項の規定によりその貨物の受取を催告したときは、当店は、荷受人が、その貨物の受取を拒絶したときは、その貨物を廃棄することができます。

3　当店は、前項の規定により貨物を廃棄したときは、遅滞なく、その旨を荷受人に対して通知します。

4　当店は、第一項の規定により貨物の受取を催告したときは、その代価の全額又は一部を荷受人に対して請求することができます。

5　前項の規定により代価の全額又は一部を荷受人に請求したときは、荷受人が、当該貨物の運送に係る荷受人としての責任を負うものとします。

第五節　指図

（指図）

第二十七条　荷送人が、当店に対し、貨物の運送の中止、送付先の変更その他の処分について指図をすることができます。

2　荷送人の権利は、貨物が到着地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡しを請求したときは、荷受人に対して、その貨物の引渡しを拒絶することができます。

3　前項の規定により荷受人の権利が消滅した場合において、荷受人が貨物の引渡しを請求したときは、荷受人に対して、その貨物の引渡しを拒絶することができます。

（指図に応じない場合）

第二十八条　当店は、運送上の支障を生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定によって、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節　事故

（事故の際の措置）

第二十九条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分について指図をすることができます。

一　貨物の滅失、損傷その他の損害を発見したとき。

二　運送経路又は運送方法によることができないとき。

三　当店の責に帰すべきでない事由によって、当該貨物の運送が不可能となったとき。

2　当店は、前項の規定により、貨物の滅失、損傷その他の事由により、荷受人が、その貨物の受取を拒絶したときは、その貨物を廃棄することができます。

3　第三十六条第一項の規定により、貨物の価額が、当該貨物の運賃、料金等の額を超えるときは、当店は、荷受人に対し、その超える部分の金額を支払うことを要します。

4　第一項の規定により、貨物の価額が、当該貨物の運賃、料金等の額を超えるときは、当店は、荷受人に対し、その超える部分の金額を支払うことを要します。

5　第三十六条第一項の規定により、貨物の価額が、当該貨物の運賃、料金等の額を超えるときは、当店は、荷受人に対し、その超える部分の金額を支払うことを要します。

6　第一項の場合において、貨物の価額が、当該貨物の運賃、料金等の額を超えるときは、当店は、荷受人に対し、その超える部分の金額を支払うことを要します。

7　第三十六条第一項の規定により、貨物の価額が、当該貨物の運賃、料金等の額を超えるときは、当店は、荷受人に対し、その超える部分の金額を支払うことを要します。

8　第一項の場合において、貨物の価額が、当該貨物の運賃、料金等の額を超えるときは、当店は、荷受人に対し、その超える部分の金額を支払うことを要します。

（事故の通知）

第三十条　当店は、貨物の滅失、損傷又は延着について事故があったときは、荷受人に対し、その事故の内容を通知します。

2　当店は、前項の通知をしたときは、その旨を荷送人に通知します。

（事故の際の措置）

第三十一条　当店は、貨物の滅失、損傷又は延着について事故があったときは、荷受人に対し、その事故の内容を通知します。

2　当店は、前項の通知をしたときは、その旨を荷送人に通知します。

（責任の免除）

第三十二条　当店は、貨物の滅失、損傷又は延着について、その責任を負わないことを証明したときは、その責任を免除します。

2　当店は、前項の規定により責任を免除されたときは、その旨を荷送人に通知します。

（責任の期間）

第三十三条　当店は、貨物の滅失、損傷又は延着について、その責任を負うものとされた期間内に事故があったときは、その責任を負います。

2　当店は、前項の規定により、貨物の滅失、損傷又は延着について、その責任を負うものとされた期間内に事故があったときは、その責任を負います。

3　当店は、前項の規定により、貨物の滅失、損傷又は延着について、その責任を負うものとされた期間内に事故があったときは、その責任を負います。

4　当店は、前項の規定により、貨物の滅失、損傷又は延着について、その責任を負うものとされた期間内に事故があったときは、その責任を負います。

5　当店は、前項の規定により、貨物の滅失、損傷又は延着について、その責任を負うものとされた期間内に事故があったときは、その責任を負います。

6　当店は、前項の規定により、貨物の滅失、損傷又は延着について、その責任を負うものとされた期間内に事故があったときは、その責任を負います。

7　当店は、前項の規定により、貨物の滅失、損傷又は延着について、その責任を負うものとされた期間内に事故があったときは、その責任を負います。

8　当店は、前項の規定により、貨物の滅失、損傷又は延着について、その責任を負うものとされた期間内に事故があったときは、その責任を負います。

（責任の特別消滅事由）

第三十四条　当店は、貨物の一部滅失又は損傷について責任を負う場合において、荷受人が、当店に対して、その貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、荷受人が、当店に対して、その貨物の一部滅失又は損傷があった旨を当店に通知したときは、この限りでありません。

2　当店は、前項の規定により、貨物の一部滅失又は損傷があったことを知っていたときは、当店がその責任に一部滅失又は損傷があったことを知っていたときは、荷受人が、当店に対して、その貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、荷受人が、当店に対して、その貨物の一部滅失又は損傷があった旨を当店に通知したときは、この限りでありません。

3　当店は、前項の規定により、貨物の一部滅失又は損傷があったことを知っていたときは、荷受人が、当店に対して、その貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、荷受人が、当店に対して、その貨物の一部滅失又は損傷があった旨を当店に通知したときは、この限りでありません。

4　第一項の規定により、貨物の一部滅失又は損傷について、当店が責任を負うものとされた場合において、荷受人が、当店に対して、その貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、荷受人が、当店に対して、その貨物の一部滅失又は損傷があった旨を当店に通知したときは、この限りでありません。

5　第一項の規定により、貨物の一部滅失又は損傷について、当店が責任を負うものとされた場合において、荷受人が、当店に対して、その貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、荷受人が、当店に対して、その貨物の一部滅失又は損傷があった旨を当店に通知したときは、この限りでありません。

6　第一項の規定により、貨物の一部滅失又は損傷について、当店が責任を負うものとされた場合において、荷受人が、当店に対して、その貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、荷受人が、当店に対して、その貨物の一部滅失又は損傷があった旨を当店に通知したときは、この限りでありません。

7　第一項の規定により、貨物の一部滅失又は損傷について、当店が責任を負うものとされた場合において、荷受人が、当店に対して、その貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、荷受人が、当店に対して、その貨物の一部滅失又は損傷があった旨を当店に通知したときは、この限りでありません。

8　第一項の規定により、貨物の一部滅失又は損傷について、当店が責任を負うものとされた場合において、荷受人が、当店に対して、その貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、荷受人が、当店に対して、その貨物の一部滅失又は損傷があった旨を当店に通知したときは、この限りでありません。

（責任の期間）

第三十五条　当店の責任は、貨物の引渡しが行われるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされなかったときは、消滅します。

2　前項の期間は、貨物の滅失等により当店が責任を負うものとされた後に限り、合意により、これを延長することができます。

3　前項の期間内に裁判上の請求がされなかったときは、当該貨物の運送に係る荷受人が、当店に対して、荷受人が第一項の期間内に裁判上の請求をされたときは、荷受人に対する当店の責任に係る同項の期間は、